

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 特定計量器定期検査の実施……………
……………(生活文化局計量検定所検査課)…
- 建築基準法による一団地の区域……………
……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………
……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(同)…
- 公 告
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………
……………(生活文化局都民生活部管理法人課)…
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(同)…
- 正 誤
- 平成二十八年四月十一日付東京都告示第八百四号……………
- 東京都告示第九百一号
- 計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年

通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十八年十一月二十五日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

一 検査地域 江東区及び大田区

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラムを超え二トン以下のもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二トンを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 平成二十八年十二月二十六日から平成二十九年一月三十一日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第九百二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十八年十一月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

千代田区丸の内三丁目十番一、同番 平成二十八年十一月二日
二、十二番一から同番三まで及び十
四番一から同番三まで

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第九百三号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十一月二十五日

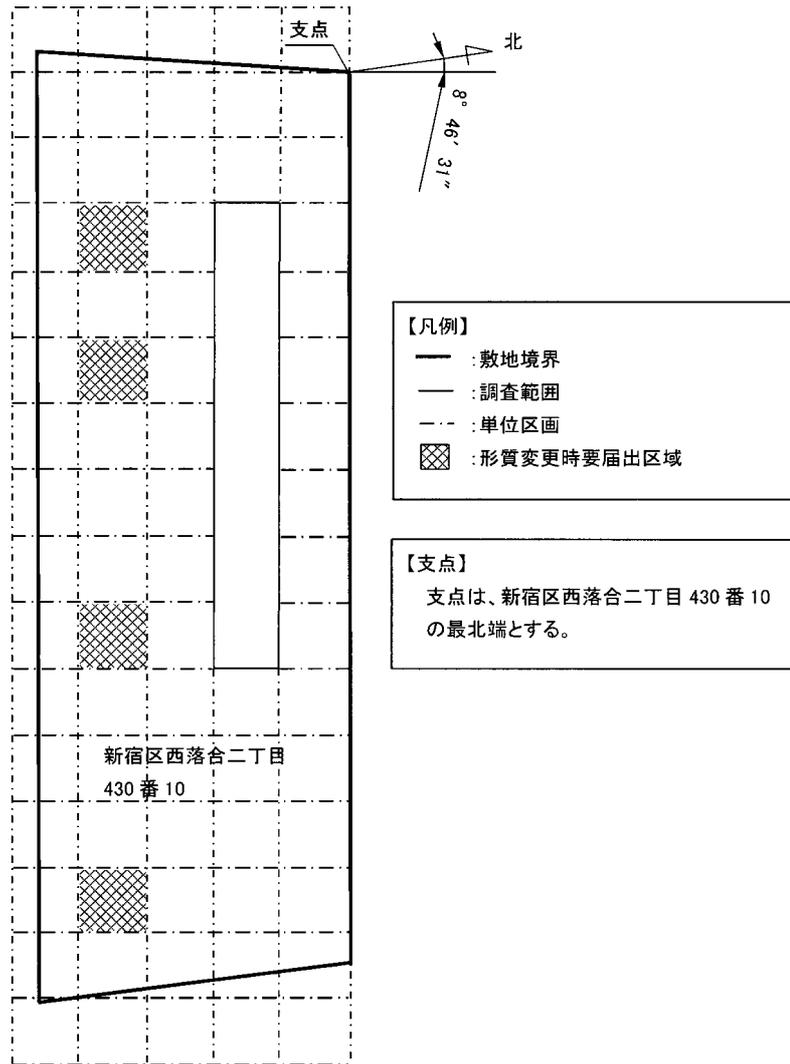
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(新宿区西落合二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

【別図】



【格子の回転角度(8° 46' 31")】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千九百四号

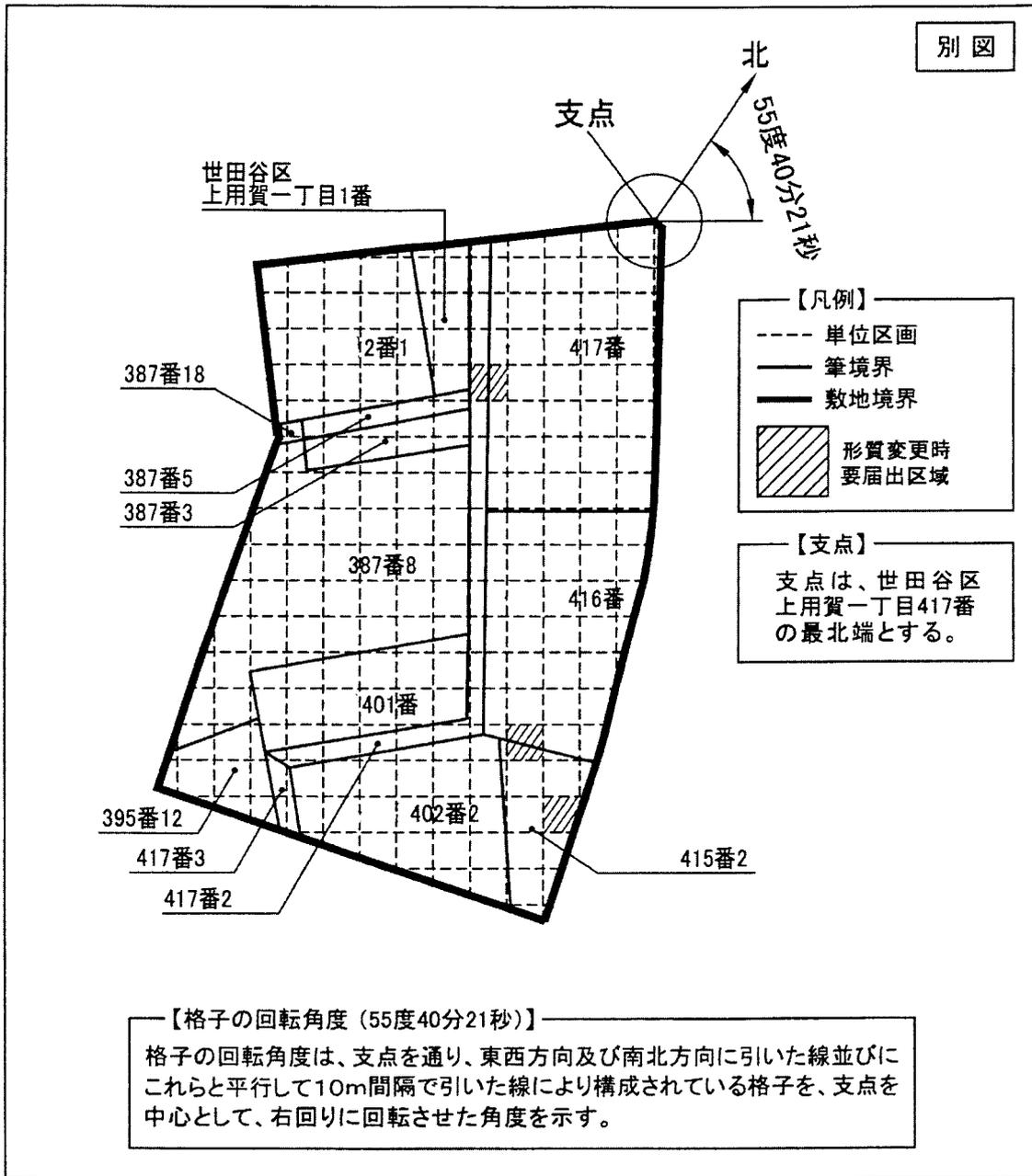
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十一月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(世田谷区上用賀一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物



●東京都告示第千九百五号

土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条
第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第千二百十
一号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同
条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、
次のとおり告示する。

平成二十八年十一月二十五日

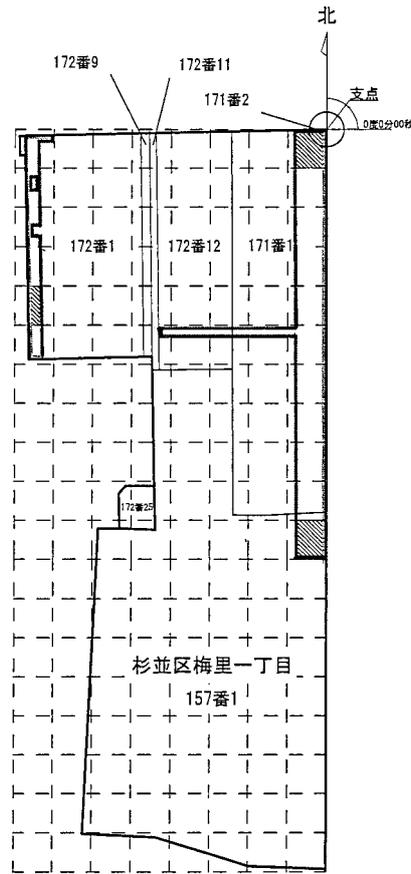
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり (杉並区梅里一丁
目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十
九号) 第三十一条第二項の基準に適合していなかった特
定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



凡例

- 調査対象地
- 指定を解除する区域
- 単位区画線
- 敷地境界線
- 筆境界線

〈支点〉

支点は、杉並区梅里一丁目171番2の最北端とする。

〈格子の回転角度:0度0分00秒〉

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年十一月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 申請のあった年月日

平成二十八年九月九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本肖像美術館

三 代表者の氏名

東 強

四 主たる事務所の所在地

東京都港区芝大門一丁目十五番八号 布萬スカイビル

八階

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象に、肖像美術館の運営・展示事業、肖像画等に関する調査研究事業、小冊子の発行及びホームページの開設による普及啓発事業並びに目的を同じくする他の団体との連携事業を通じて、肖像画を伝承、発展させ続けるとともに、次世代を担う青

少年が肖像画に触れる機会を提供することで、知識と教養に育まれた豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年九月十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 World Theater Project
- 三 代表者の氏名
教采石 小織
- 四 主たる事務所の所在地
東京都豊島区西池袋四丁目二十二番二十号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、身近な大人の職業しか知る機会のない子ども達が、映画を通して様々な世界に触れることで、将来の夢の選択肢を増やし、未来の可能性を広げることを目的とする。(以上原文のまま掲載)

この法人は、障がい児の放課後や長期休暇の居場所を提供する。また、障がい者の日常生活を豊かにするための余暇活動を支援する。さらに、保護者の様々な相談にも応じられる場所としての機能も持つ。障がい者、児の福祉に関する事業を行うことにより、以て、すべての障がい者、児が地域の中でその人らしく生き生きと、豊かに暮らしていくことができるよう寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年九月二十日
- 二 特定非営利活動法人の名称
NPO法人修繕コンサルタント紹介機構
- 三 代表者の氏名
吉野 笙一
- 四 主たる事務所の所在地
東京都文京区大塚五丁目三番十一一〇二号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、建物修繕の知識と情報の普及に関する事業を行い、社会の発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

主たる事務所の所在地
東京都文京区小石川四丁目十六番十三号 小石川パークタワー101

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年九月二十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人確定拠出年金教育協会
- 三 代表者の氏名
斎藤 順子
- 四 主たる事務所の所在地
東京都中央区日本橋茅場町二丁目十三番十一号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、確定拠出年金(従来は確定給付年金とは異なり、個々人の運用判断責任により受給額が変動する年金制度)の受給対象者となりうるすべての国民に対して、老後の資産形成人生設計に役立てていけるような

現実に即した「教育」が施されるよう支援することを使命とし、日本の国民一人一人が今起こっている経済動向をより深く理解し、適切な資産配分「アセット・アロケーション」の考え方とその重要性を認知するよう啓発していくことを目的としている。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十條第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同條第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三條の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年十一月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 申請のあつた年月日

平成二十八年九月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ひろば西池袋

三 代表者の氏名

猪野 美佐子

四 主たる事務所の所在地

東京都豊島区西池袋二丁目三十七番四号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、豊島区が推進するセーフコミュニティの実現に向けた、地域力の向上と生活の安全と質を高めるまちづくりをめざすとともに、高齢者を対象とした事業、乳幼児とその保護者を対象とした事業、世代間交流を促進する事業、生涯学習に

関する事業、文化・芸術・スポーツの振興を図る事業等を行い、地域のつながりある、豊かなコミュニティ醸成に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

正 誤

○平成二十八年四月十一日付東京都告示第八百四号

ページ一段一行一 誤 一 正

四一上一 一二一三六四・二三一一三六四・三二

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

